

見附市、一般社団法人見附市観光物産協会

オリジナルキャラクター「ミッケ」着ぐるみ貸出要領

1 目的

この要領は、見附市、一般社団法人見附市観光物産協会オリジナルキャラクター「ミッケ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という）を使用する場合の貸し出しについて、見附市、一般社団法人見附市観光物産協会（以下「市、協会」という）が必要な事項を定めるものである。

2 貸出対象者

見附市内の団体のほか、市、協会が適当と認める団体。個人への貸出は行わない。なお、着ぐるみを使用して営利目的の活動を行うことはできない。

3 貸出物品

「ミッケ」着ぐるみ

4 貸出方法

①借用を希望する者（以下「借用者」という）は、電話等で空き状況を確認のうえ、借用申請書（様式第1号）により申請するものとする。利用目的が以下に該当する場合は、着ぐるみを利用することはできない。

- ・法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- ・特定の政治、思想又は宗教の活動に使用すると認められるとき。
- ・市や協会の品位を傷つけると認められるとき。
- ・ミッケのイメージを損なう、又は損なうおそれがあると認められるとき。
- ・暴力団、暴力団員及びそれらと実質的関与があると認められるとき。
- ・風俗営業に使用すると認められるとき。
- ・その他、市長及び会長が使用を不適当と判断したとき。

②市、協会は、前項による申請が適当と認められるときは、借用者に対して着ぐるみを貸し出すものとする。

③借用者は、着ぐるみを直接受け取り、直接返却することを原則とする。やむを得ず業者等に運搬を依頼する場合、かかる費用は借用者の負担とする。

④貸し出しに伴う着ぐるみの搬出、搬入作業は、原則として借用者が行うものとする。

5 貸出期間

原則として7日以内とし、使用後は速やかに返却する。

6 貸出料金

無料とする。ただし、別紙「ミッケ着ぐるみ取扱要領」に定める必要物品は借用者の負担で用意する。

7 損害賠償

- ①貸出物品を破損又は汚損した場合は、借用者の責任と負担により、その修繕等にかかる費用を負担しなければならない。
- ②前項の規定に関わらず、市、協会が貸出物品の修繕またはクリーニングを求めたときは、借用者はこれに従わなければならない。

8 使用上の遵守事項

- ①借用者は、着ぐるみを第三者に転貸してはならない。
- ②借用者は、別紙に定める「着ぐるみミッケ取扱要領」、「着ぐるみミッケ着用方法」に従って、取り扱いを行わなければならない。

9 その他

この要領に定めのない事項については、借用者と市、協会が協議して決定する。

附 則

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 9 月 5 日から施行する。

「ミッケ」着ぐるみ借用申請書

平成 年 月 日

(あて先) 見附市長

(あて先) (一社) 見附市観光物産協会長

申請者 (住 所)

(団 体 名)

(代表者名)

印

(TEL)

下記のとおり、「ミッケ」着ぐるみの借用を申請します。

| | | |
|-----------------------|---------------------|----------|
| 使用目的 | イベント名 | |
| | 使用内容 | |
| | 開催場所 | |
| | 開催日 | 平成 年 月 日 |
| 借用希望期間 (原則として7日以内) | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 | |
| 借用予定日時 | 平成 年 月 日 時頃 | |
| 返却予定日時 | 平成 年 月 日 時頃 | |
| 備考 | | |

- 1) 申請前に必ず貸出状況をご確認ください。
- 2) 借用希望日の2週間前には借用申請書をご提出ください。
- 3) イベント内容がわかる資料などがあれば添付してください。
- 4) この様式は、FAXで提出いただいてもかまいません。

| | |
|-------------------|---------------------------|
| 着ぐるみミッケ使用許可書 | |
| 平成 年 月 日 | |
| 上記の借用申請について許可します。 | |
| 見附市長 (公印省略) | (一社) 見附市観光物産協会長 (公印省略) |

【貸出組織記入欄】

| 貸出日 | 貸出確認者 | 返却日 | 汚損の有無 | 返却確認者 | |
|--------|-------|-------|-------|----------------|------|
| 年 月 日 | | 年 月 日 | 有・無 | | |
| 決 裁 | 見附市 | | | (一社) 見附市観光物産協会 | |
| | 課長 | 係長 | 担当 | 合 議 | 事務局長 |
| | | | | | 次長 |